

移動間仕切（スライディングドア）

1. 評価対象

「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」（以下「標仕」という。）令和7年版20章2節に規定する移動間仕切とし、主として一般庁舎用とする。

2. 品質・性能等

- （1）品質・性能について、「評価内容（別紙）」の項目を確認している。
- （2）主要な資材について、材質および資材メーカーから申請者の製造所への納入ルートを確認している。
- （3）性能について、実施要領に規定する試験機関による試験結果等で確認している。

3. 評価名簿詳細事項

材料のパネル圧着装置の操作方法、遮音性能の詳細は、「評価名簿詳細事項」として掲載している。

移動間仕切（スライディングドア）

評価内容（別紙）

項 目		品 質 ・ 性 能	備 考										
材 料	表 面 材	JIS A 6512 の表 9 またはこれと同等以上の品質・性能を有し、かつ、接触腐食をおこさないものまたは防食処理を施したものとす る。											
	心 材	同 上											
	フ レ ー ム 材	同 上											
	幅 木 ・ 笠 木	同 上											
	補 強 材	同 上											
	ハ ン ガ ー レ ー ル	同 上											
	吊 り 車 [表示項目]	申請者の規定による。											
	吊 り ボ ル ト [表示項目]	申請者の規定による。											
	壁 見 切 り 金 物 [表示項目]	申請者の規定による。											
	パ ネ ル 圧 接 装 置	接 天 ・ 接 床 装 置 [表示項目]	申請者の規定による。										
	接 壁 装 置 [表示項目]	申請者の規定による。											
	召 し 合 わ せ 部 分 [表示項目]	申請者の規定による。											
品 質	パ ネ ル の 外 観	欠 点	外形に使用上支障のある反り、曲り、ねじれ、その他の変形がなく、 また、表面に美観上のきず、汚れなどがないこと。										
		安 全 性	人体または衣服の触れるおそれのある部分には、鋭い突起などがな く安全であること。										
		塗 装 面	光沢・色調が均等で、塗りむら、たれなどがないこと。										
	ホ ル ム ア ル デ ヒ ド	パ ネ ル	ホルムアルデヒドの放散量をF☆☆☆☆とすること。										
		接 着 剤	ホルムアルデヒドの放散量をF☆☆☆☆とすること。										
	塗 料	ホルムアルデヒドの放散量をF☆☆☆☆とすること。											
寸 法 等	パ ネ ル の 製 作 寸 法 の 許 容 差 (mm) [表示項目]	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">部 位</th> <th style="width: 50%;">許容差 (mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>幅</td> <td>申請者の規定による。</td> </tr> <tr> <td>高 さ</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>対 角 寸 法</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>厚 さ</td> <td>〃</td> </tr> </tbody> </table>	部 位	許容差 (mm)	幅	申請者の規定による。	高 さ	〃	対 角 寸 法	〃	厚 さ	〃	
部 位	許容差 (mm)												
幅	申請者の規定による。												
高 さ	〃												
対 角 寸 法	〃												
厚 さ	〃												

移動間仕切（スライディングドア）

項 目	品 質 ・ 性 能	備 考		
性 能	パネル（普通パネル）の操作性 （初動力） (N)	98 以下		
	パネル圧接装置の耐久性	試験後、パネル圧接装置に異常がないこと。		
	レールの耐久性	試験後、レールに異常がないこと。		
	吊り車の耐久性	試験後、吊り車の操作性に異常がなく、レールに大きな変形がないこと。		
	吊りボルトの引張強度	1本にかかる荷重の15倍以上の引張強度があること。		
	ランナー（吊り車・吊りボルト・パネル接合部）の引張強度	普通パネル重量の5倍の荷重を、パネル1枚に使用するランナーの数で除した値以上の強度があること。		
	耐衝撃性能	構造部材	試験後、折れ・曲りの異常がなく、表面の割れ、はがれの無いこと。	
		接天・接床部	試験後、外れないこと。また、多少のずれがあっても、圧接装置の調整で元に戻せること。	
遮音性能 [付帯性能]	申請者の規定による。			
試験方法	試験体、試験方法等は、別紙「移動間仕切り（スライディングドア）の試験について」による。			

移動間仕切（スライディングドア）

別紙「移動間仕切り（スライディングドア）の試験について」

1. パネルの操作性試験

- (1) 試験体は1試験体とし、申請品の中で製作寸法、重量が最大のものとする。
- (2) 試験は、直線レールを水平に設置し、吊り車に最大荷重の実物大のパネルを吊り、パネル下端から1mの位置で押して（または引張って）、移動方向にパネルが動き始める時の力（初動力N（kgf））を測定する。

2. パネル圧接装置の耐久性試験

- (1) 試験体は1試験体とし、申請品の中で重量が最小のものとする。
- (2) 試験体は、3枚で幅2.7m以上になるよう、パネルを実際の使用状態に組み立てる（図-1参照）。
- (3) 試験は、センターパネルで実施することとし、通常の使用方法による操作で、固定・解除を7,500回行う。
- (4) パネル圧接装置の耐久性試験後に、耐衝撃試験を実施する。

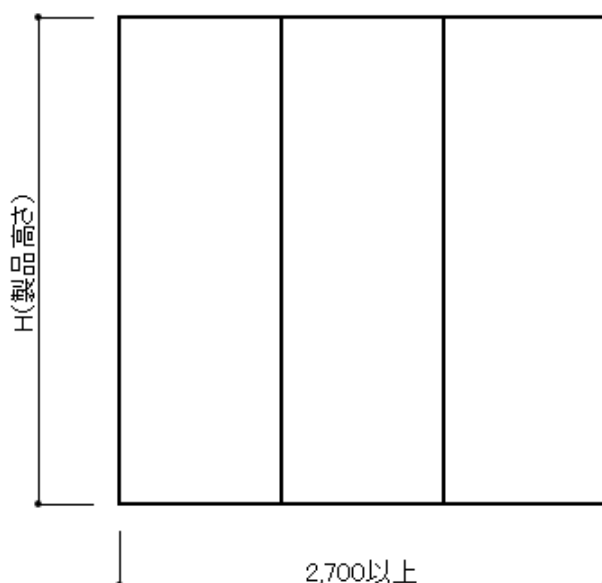


図-1

3. レールの耐久性試験

- (1) 試験体は1試験体とし、申請品の中で製作寸法、重量が最大のものとする。
- (2) 試験は、直線レールを水平に設置し、直線レールに沿って申請品のパネルまたはそれに相当する質量を積載して、往復させる（図-2参照）。
- (2) この時の移動距離は、吊り車2個が通過する部分が1m以上となるように設置し、吊り車2個の通貨回数を30,000回以上とする。なお、試験速度は、毎分15m以上とする。

4. 吊り車の耐久性試験

- (1) 試験体は1試験体とし、申請品の中で製作寸法、重量が最大のものとする。
- (2) 試験は、直線レールを水平に設置し、直線レールに沿って申請品のパネルまたはそれに相当する質量を積載して、移動させる（図-2参照）。
- (3) この時の移動距離は、総合走行距離が60kmになるまで行う。

移動間仕切（スライディングドア）

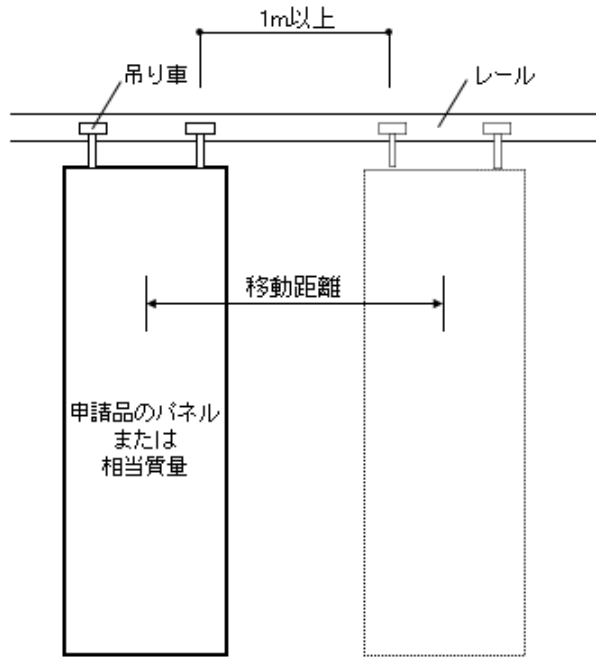


図-2

5. 吊りボルトの引張強度試験

JIS B 1051による。

6. ランナー（吊り車、吊りボルトおよびパネル接合部）の引張強度

- (1) 試験体については、レールを含めた試験体とする。レール寸法は長さ 600 mm以上とし、レールのセンターに吊りボルトが取り付くものとする（図-3参照）。試験体の数は、パネルおよびランナーの1組合わせについて1体とする。
- (2) レールと天井（梁）相当材の取り付けは、実情に即したものとする。（各社取り付け基準による。）

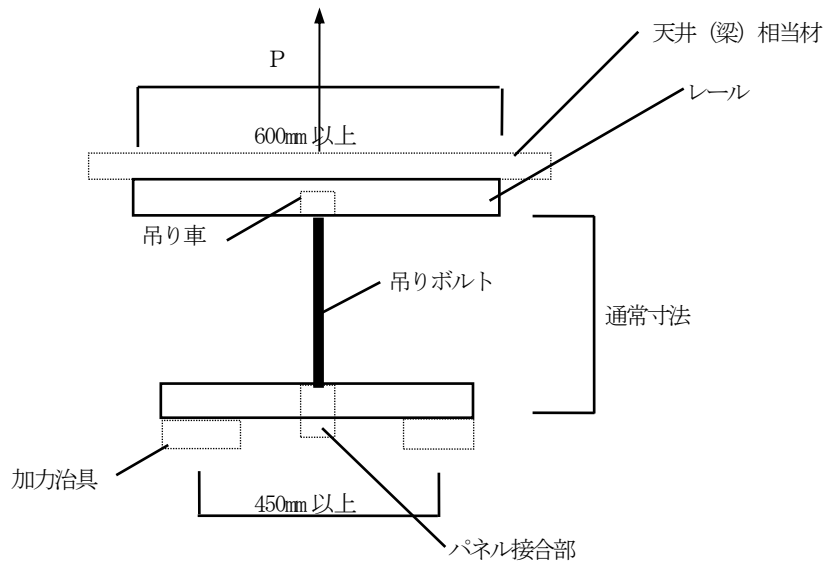


図-3

移動間仕切（スライディングドア）

7. 耐衝撃性試験

- (1) 試験体は1試験体とし、申請品の中で重量が最小のものとする。
- (2) 試験体は、3枚で幅2.7m以上になるよう、パネルを実際の使用状態に組み立てる（図-4参照）。

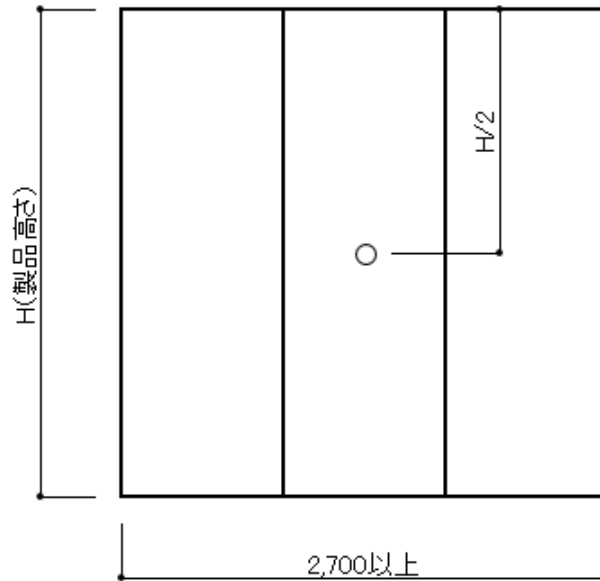


図-4

- (3) 衝撃体は、JIS A 6512の「8.1 衝撃試験」の「8.1.2 衝撃体」の「b) 質量50kgの衝撃体（軟らかい大きな物体の衝撃体）」とする。
- (4) 試験は、JIS A 6512の「8.1 衝撃試験」の「8.1.3 試験方法」の「b) 質量50kgの衝撃試験（軟らかい大きな物体の衝撃体による衝撃試験）」に準じて行う。
- (5) 試験終了後、試験体の走行試験（走行距離3m）を実施し、走行に異常のないことを確認する。
- (6) 床の仕上げについては、コンクリート床で実施する。

8. 遮音性能試験

- (1) 申請品の遮音性能が、複数ある場合には透過損失36dB以上と36dB未満に区分けし、2種類の試験体とする。
- (2) 試験は、JIS A 1416に規定する試験方法またはJIS A 1441-1による。
- (3) 遮音性能試験は、社内試験でも可とする。